

結婚祝い金支給申請書

年 月 日

伊方町長 様

氏 名 ⑩

氏 名 ⑩

伊方町結婚祝い金支給要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり伊方町地域商品券の交付を申請します。
 なお、転出等により、伊方町結婚祝い金支給要綱第6条各号に該当することとなった場合には、すみやかに町へ申し出るとともに、交付を受けた地域商品券の返還についての決定に従います。

また、この支給に関し担当部署において世帯情報及び戸籍情報並びに町税等の納付状況について、調査することを同意します。

記

夫	住 所	伊方町		
	生年月日	年 月 日	年 齡	歳
	連絡先			
妻	住 所	伊方町		
	生年月日	年 月 日	年 齡	歳
	連絡先			
婚姻届け出年月日		年 月 日		
地域商品券の区分		<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子		
備 考		次の理由により申請期間の延長を申し出ます。 <input type="checkbox"/> 住宅の新築又は改修の完成が申請期間以降のため (完成予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 入院により転入の手続きが困難なため (退院予定日 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		

※戸籍謄本、夫婦の住民票を添付すること。

【支給対象者】 次の要件を全て満たす者

- (1) 婚姻届提出時に夫婦のいずれか一方が本町に住所を有すること。
- (2) 祝い金支給後、婚姻を解消することなく、夫婦で引き続き本町に居住すること。
- (3) 夫婦の双方又は片方が、過去において伊方町の結婚に関する祝い金の支給を受けていないこと。
- (4) 町税又は使用料、手数料、分担金その他町に対する債務履行を遅滞していないこと。
- (5) 返還は地域商品券(紙)又は現金によるものとし、地域商品券(電子)で交付を受け、返還が生じた場合は、現金により返還すること。